

令和4年第12回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和4年12月19日 午前10時00分

閉会 令和4年12月19日 午前11時10分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第46号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙4件
議案第47号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙2件
議案第48号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙2件
議案第49号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙3件
報告第34号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙3件
報告第35号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙1件
報告第36号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙6件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和4年第12回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は7番委員と8番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。関連がありますので議案第46号1番案件、2番案件を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第46号1番案件、2番案件について一括にて説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

1番案件、2番案件とも、譲受理由は作物の増産を図り営農規模を拡大するため、譲渡理由は耕作困難及び労力不足のためです。

1番案件の申請地は沓掛町長定51番1、52番1、71番、72番、沓掛町池ノ内51番、56番、登記地目はすべて田、現況地目は田及び雑種地、面積は合計5,983㎡です。2番案件の申請地は、沓掛町石根138番、沓掛町長定46番、49番、登記地目はすべて田、現況地目は田及び畑、面積は合計1,400㎡です。

申請地の現況については、12月14日に現地確認を行ったところ、沓掛町長定51番1、52番2、71番、72番は草生え状態、沓掛町池ノ内51番、56番は田を耕した状態、沓掛町石根138番、沓掛町長定46番、49番は保全管理状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして沓掛町藪田173番1、173番2、沓掛町石根78番、91番、111番、沓掛町長定7番、9番、10番、13番、14番、15番39番、40番、41番、沓掛町古池41番、沓掛町薬師ヶ根133番1、沓掛町柿ノ木43番1、43番2、沓掛町一本木4番、8番2、沓掛町志水70番、沓掛町川部13番4、80番2、94番7、95番6、沓掛町城西41番は田が耕こしてある状態、沓掛町長定86番は白菜やねぎ等の野菜が作付けされている状態、沓掛町切山台53番、244番、沓掛町石根16番12、18番1、20番15、20番19、20番36、定納畑7番1、8番、9番1、9番2、10番1、沓掛町荒神ヶ根26番、沓掛町森前27番2、沓掛町徳田池下30番1は保全管理状態、沓掛町石

根79番1は柿の木が作付けされている状態、沓掛町女松原42番3、73番、74番1は営農型太陽光の下で栗作付けされている状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。

7番委員 12月16日に5番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 7番委員、5番委員の説明のとおり許可相当と判断しますが、事務局にお願いですが、譲渡理由が「耕作困難及び労力不足のため」となっていますが、荒廃農地対策のため、例えば高齢によるものか、後継者がいないとかもう少し具体的に記載するようにお願いします。

事務局 今後そのように致します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 申請地のうち現況地目が雑種地となっているものがありますが、これは最新の情報ですか。また、最適化活動の対象地ですか。

事務局 農家台帳上の現況地目は税務課の情報をもとにしているなのでデータ連携時の情報となっています。最適化活動の対象地がどうかは資料がこの場にありませんので即答はできません。申し訳ありません。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 1番案件の申請地のうち沓掛町長定72番について現況はどうなっていますか。

5番委員 現況は草生え状態です。

- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第46号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第46号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第46号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第46号2番案件は可決いたします。引き続きまして、関連がありますので議案第46号3番案件、4番案件を一括して上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第46号3番案件、4番案件について一括にて説明します。
- 3番案件、4番案件とも譲受理由は自宅営農地に近く農作業に都合がよいため、譲渡理由は営農困難であり管理を任せる人もいないためです。
- 1番案件の申請地は栄町山ノ田100番1、登記地目、現況地目はともに畑、面積は820㎡、2番案件の申請地は栄町山ノ田100番2、登記地目、現況地目はともに畑、面積は116㎡です。
- 申請地の現況については、12月7日に現地確認を行ったところ、保全管理状態でした。
- 譲受人の他の所有農地につきまして沓掛町下山13番1、13番2は田が耕こしてある状態、栄町三ツ池下42番4は果樹が、沓掛町古池7番は大豆が作付けされた跡がありました。
- 以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。
- 3番委員 12月10日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

- 9番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。
- 最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第46号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第46号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第46号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第46号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第47号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第47号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。
- 変更目的は災害時防災倉庫及び車両駐車場です。
- 申請者である法人は、申請地東側にて総合大学病院を運営しています。申請者は、近い将来東海地方において起こると予想される大規模災害に備え、緊喫の課題として災害時に必要な医療機器、医療器具、医薬品その他救急医療に必要な機器、検査キット等を集積する備蓄倉庫に活用するトレーラーコンテナ9台並びに、物資を適切に届けるための普通乗用車49台分の臨時駐車場兼配送基地を設置するものです。また将来的には、今回の申請地も含め本学西側を取得し、防災拠点を計画しています。災害はいつ発生するかわからないため、今回申請地について先に所有者からの承諾を得たことから申請に至りました。
- 申請地は間米町峠下1312番外3筆、登記地目はすべて田、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は合計3,501㎡です。
- 申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北西に約2kmに位置します。

申請地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当します。他に代替可能な用地の確保が困難であることから許可できます。

申請地の現況については、12月7日に現地確認を行ったところ、草生え状態でした。

土地造成は30cm盛土し、碎石にて整地します。雨水は貯留施設を設置し、用悪水路へ放流します。汚水はありません。

なお、間米町峠下1316番地1は利用権設定がされていましたが、12月13日付け合意解約がなされています。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 12月10日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 11番委員、8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

3番委員 利用権設定がなされている土地についてすでに合意解約されているとのことですが、今月の報告案件にあがっているのですか。

事務局 12月13日付けで合意解約の書類の提出がされているので、来月の農業委員会で報告します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

- 議 長 それでは採決します。議案第47号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第47号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第47号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第47号2番案件について説明します。
- 転用目的は分家住宅です。
- 譲受人は、市内の借家で夫婦と子供1人で生活していますが、新たに妊娠がわかり、将来設計を見据え一戸建て住宅を建築したいと考えるようになりました。夫婦所有の土地はなかったため、両親に相談したところ、祖父が所有する実家に隣接する土地を提案してもらい、今回の申請に至りました。
- 申請地は沓掛町寺内116番1、登記地目、現況地目ともに畑、面積は282㎡です。
- 申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約1.3kmに位置します。
- 申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから第3種農地に該当します。そのため許可できます。
- 申請地の現況については、12月7日に現地確認を行ったところ、畑として管理されていました。
- 土地造成は整地のみで、汚水、家庭用雑排水は合併浄化槽を通し北側側溝へ放流します。雨水は北側及び西側隣家に流れ込まないように集水桝を設け、北側道路側溝へ放流します。
- 以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の1番委員の意見を求めます。
- 1番委員 12月11日に4番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。
- 4番委員 1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同様に農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。
- 最5番委員 1番委員、4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第47号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第47号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第48号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第48号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。
個人の新規申請が2件です。
1件目の申請地は沓掛町志水64番、貸付期間は1年間の使用貸借契約です。
2件目の申請地は沓掛町上山118番6、貸付期間は3年間の使用貸借契約です。
以上こちらのご審議をお願いします。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。
- 意見なし
- 議 長 それでは採決します。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第48号は可決いたします。引き続きまして、議案第49号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第49号1番案件について説明します。農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件です。
変更目的は分家住宅です。

申出者は、豊田市の賃貸住宅にて居住しておりますが、現在の賃貸住宅では何分間取りが狭く、また騒音や近所付きあい等の気苦勞もあり、日頃からどこかに新たな住宅を建築しそこで新しい生活を始めたいと思っておりました。夫婦には所有する土地がなく、両親に相談したところ、夫の両親には所有地はなく、母方の祖母の所有地である今回申出地にて住宅を建築することの提案を受け、申出に至りました。

申出地は沓掛町寺内135番1の一部、登記地目、現況地目はともに畑、面積は254㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、沓掛中学校から西に約300mに位置します。

それでは、農振農用地の除外5要件について説明します。農用地区域内の土地を農用地区域から除外するには、すべての要件を満たし、かつ市町村が地域農業の振興に支障がないものと認めた場合に限られます。

第1号要件です。第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者の両親及び父方及び母方の祖母には合計26筆の所有地がありますが、申出地以外に分家住宅建築に適した土地はなく、申出者の住宅を確保する必要があることから、本施設の設置は必要かつ緊急性があると判断しました。農地区分については、申出地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地に該当します。そのため農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。

申出者の利用状況及び事業計画書より、自己用住宅80.86㎡の確保が必要であると認められることから、除外面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、都市計画法に基づく開発行為がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に残る農用地は連続性を保つことから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件です。第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第5号要件です。第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第49号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第49号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第46号2番案件上程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。(退席)

職務代理者 それでは、議案第46号2番案件を上程しますが、関連がありますので議案第46号2番案件、3番案件を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第49号2番案件、3番案件について一括にて説明します。

変更目的は2番案件南部地域産直施設(2棟)、産直レストラン及び駐車場(92台)は除外、3番案件農産物集出荷施設は農業用施設用地への用途変更となります。

申出者である法人は、施設の老朽化への対応が急務となっており、豊明市内の2店舗と東郷町内の1店舗を統合し、両地域の間地点に新たな産直施設の建設を計画して、管内の農産物の販売拠点として取り組むこととしました。豊明市・東郷町の間地点で売り上げが見込める場所であり、農業者の搬入路及び利用者の駐車場への出入りを考慮し、3方で接道する場所を探していたところ、今回所有者から了承が得られたため申出に至りました。

申出地は沓掛町新道1番1、2番、3番、11番1(のうち805㎡除外、76㎡用途変更)、11番2、11番3(のうち699㎡除外、196㎡用途変更)、登記地目、現況地目はともに田、面積は除外が5,186㎡、用途変更が1,232㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明高校から東に約800mに位置します。

それでは、農振農用地の除外5要件について説明します。

第1号要件です。第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者の施設の老朽化に伴い、新たな施設を確保する必要があることから、本施設の設置は必要かつ緊急性があると判断しました。農地区分については、申出地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地であり、区画の面積、形状、傾斜及び土性が特定高性能農業機械による営農に適することから、甲種農地に該当しますが、本申出は

申出地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないこと、また、豊明市の農業振興に必要であることから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。申出者の利用状況及び事業計画書より、南部地域産直施設(2棟)、産直レストラン、駐車場92台5,186㎡及び農産物集出荷施設1,232㎡の確保が必要であると認められることから、除外及び用途変更の面積は過大ではないと判断しました。

他の関係法令として、都市計画法に基づく開発行為及び特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件です。第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地の除外後に残る農用地は連続性を保つことから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

第3号要件です。第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件です。第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第5号要件です。第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

職務代理者 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

1番委員 申請地西側に残る沓掛町新道1番2は計画に含まれていませんが、どうなるのですか。

事務局 そちらは現在農業用倉庫として利用されていますが、引き続き今後も農業用倉庫として利用していくそうです。

3番委員 農産物集出荷施設の入口はどこになるのですか。

事務局 東側です。

3番委員 駐車場はどこになるのですか。

- 事務局 沓掛町新道1番1、2番のあたりです。
- 3番委員 南部地域産直施設、産直レストランはどこになるのですか。
- 事務局 南部地域産直施設は沓掛町新道3番のあたり、産直レストランは沓掛町新道11番2のあたりです。
- 職務代理者 他の委員の意見を求めます。
- 意見なしの声あり
- 職務代理者 それでは採決します。議案第49号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 職務代理者 議案第49号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第49号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 職務代理者 議案第49号3番案件は可決いたします。利害関係者である委員の入室を求めます。(入室)
- 議 長 引き続きまして、報告第34号、第35号、第36号について報告願います。
- 事務局 報告第34号、第35号、第36号について説明
- 議 長 以上のとおり、報告第34号、第35号、第36号は専決事項として事務局で受理しています。
- その他今後の予定について協議
- 議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします (時に午前11時10分)。